

第1問(1)について

1 (1)の主張について

(1)は 本件処分が違法な本件第3回調査に基き、本件第3回審査証明書の発行に基き下めに違法であるという主張である。本件第3回調査はそれ自身は権利義務に直接支辨を及ぼすものではない行政調査であるから、行政処分の要件が充たされていない限り、違法な行政調査に基きものであっても原則として適行政処分自身は違法であるが、行政調査が違法な事案である場合は適正手続の観点から行政処分自身も違法といえる。また、それは本件第3回調査が違法といえる。

(2)は 行政調査は事実の存否を処分的前提となる情報収集の目的を以てし、行政が自由に行うことが許されるもの、私人の権利利益を制約する場合は、法の根拠がないうり違法となる。審査証明書の発行のための被害調査のうち、第2次調査は内部立入調査を含むものであるから、被害者のプライバシー権の侵害を伴い得る。したがって、被害者の申請とついで被害者が調査を受忍し積極的に求めた場合に限り、第2次調査を行うこととが許される。かつ、外部目視調査のみの第1次調査において被害者のプライバシー権を制約するとはいえないから、第1次調査に関しては行政が自由に行うことができ、被害者の同意を要しないと考えられる。

本件第3回調査は第1次調査のみがなされていることから被害者がある上の中請がなされて違法である。
(2) 上は、本件第3回調査が、被害の程度を以て下げる判定を意図したものであると主張する。審査証明書の発行の目的は、支援金の交付という被害者に対する生活の支援にあたり、料被害者の収入者減に依りて適切な支援を可能にするに被害状況の明らかなることにある。したがって、被害の程度を以て下げる判定を意図することによって当該被害者に不利益を及ぼす意図を調査がなされた場合は上記目的に反するため違法であると考える。また、被害状況によって支援金額が異なる以上(法5条)、同程度の被害状況の範囲内の平等を要する必要がある。そのため、被害の程度が過大に報告されているを下方修正することを意図していたとして、これが適切な事実関係を明らかにすることと目的としたものであると主張は認められないと考える。

本件第3回調査は、DのうちC以外の3村A・B・Fに被害の程度が異なり大規模半壊に至らないと判定したことからB市の担当部長Gが本件第2回調査の判定に疑問を抱き、次に建築士Hと同様に疑問を抱いたことに端を発するものである。したがって、本件第3回調査が専ら上へ不利益を及ぼすためになされたものではないと認められる事情はない一方、上記の経緯から適正な事実関係を明らかにすることと目的としたものといえるから、違法とはいえない。

3) したがって、(1)の主張は認められる。

2 (2)及び(4)の主張について

本件原決定は上に対して支援金を受領し得る地位を奪ったことによる不利益の処分にあたる。Aの主張は、支援金制度が被害者の生活支援であることから、支援金を受領し得る地位を事後的に奪う本件処分は信頼と密切な経済的関係において違法であると主張し得る。一方、(4)の主張は支援金制度の趣旨目的から被害者や被害状況に応じて支援金額が異なることに鑑み、平等の観点から、法の要件が充たされていない者への支援金交付を行政が原則として取り得ると主張し得るものである。

(1) 本件処分は、本件処分は裁量的処分であり、したがって違法性の判断基準が問題となる。この点については、法適合性の回復のために、法に適合しない裁量的処分は明かにならざる限り原則として取り消すこととが許されると考える。また、相手方の信頼を裏切ること事実上の不利益を及ぼし得る。そこで、公益上の必要性が不利益を上回るという場合は、裁量的処分を取り消すこととが許されると考える。

支援金の原資も有限であるから、被害状況に応じて適切な額の支援金を交付することは重要である。法に適合しない者に支援金を交付した場合、他の被害者との平等に反するが、公益上の必要性が上を占める一方、本件第1回審査証明書は一部損壊と評価していた以上、上に対してCが大規模半壊でないとしたことにより、上は信頼の受容性は低い。

(2) したがって、公益上の必要性が不利益を上回るといえるから、本件処分は違法と認められる。

3 (3)の主張について

上は自ら個別に被害状況を調査する権限がないとしているが、上は支援業務を適正に執行し得ることを条件として(法6条1項)、支援金の交付に關する事務の全部を都道府県が委任したものである。

法7条1項。さて、Fは法7条の業務を行つたことと、交授金の支給を行うことに附帯する業務を行つた権限を有する(法7条2号、3号)。また、交授金の交付にあたり、被災状況が如何なるかは法3条の事件適合性を左右する。さうだとはいへず、都道府県の業務を全面的に委任されたFは法7条3号の業務として自ら個別に被災状況と同直する権限を有するといふべきであり、この点での主張は誤りである。また、具体的な被災状況については市町村の同直判定に準拠して委ねた方が行政活動の効率化に資するから、この同直判定を疑うは特定の事情がない限り、市町村の同直判定に基いて被災世帯該当を判断して違法とはならないと考へる。

事件は上記特定の事情はない。従つて、事件処分は違法と考へない。

4 以上の事件処分は違法である。

第2問2について

1 国賠法1条1項の「過失」及び「違法」の関係については、文言上2つに分かれているものの、過失を客観的に把握することが受当であるから、職權上尽くすべき注意義務に違反した場合、一併「違法」と考へると考へる。

2 また、前提として、事件のように取消訴訟で原告が敗訴し、不当利得を返還した場合に国賠訴訟で請求を行うことは、それに勝訴した場合、経済的には未取消訴訟で原告が勝訴したと同様となるから、取消訴訟の結果を消滅して済んだと考へてよいと思ふ。(しかし、取消訴訟は処分の効力を争つたものであり、被害者の金銭賠償の請求を認める国賠訴訟とは制度趣旨に違いがある。行政上の法的安定を維持して被害者の救済が得られる利益がある以上、上記のような状況に陥つたとしても問題はないと考へる。

3 この上B市の職員は必らず建築士資格を必要となく、事件が国賠訴訟で証明書の判定変更原因は建築の専門的知識を有する受託工事がしたものであり、B市の職員がこれを誤認したことは許される。

したがって、同注意義務の違反はない。

4 よつて、「違法」および「過失」はない。